東洋史研究
第二十六卷 第四號 昭和四十三年三月發行

春秋時代の縣についての覺書

五井直弘

秦漢統一國家がそれ以前の國家と異なる點は、所謂郡縣制の成立である、と一般にいわれてきた。通說によると、この郡縣制の成立は、秦の始皇帝による全國統一にはじまるのであるが、郡縣の名稱がすでに春秋時代からみられたことも、顧炎武いらい指摘されてきたところである。中でも顧頡剛は「春秋時代的縣[1]」において、晉、楚等の縣を比較檢討し、楚の縣が通常いわれている意味の縣に近く、君主の直轄地であり、軍賦提供の地として、楚の北方防衞のための重要な據點であったと考えられるのに對して、晉の縣は、君主の直轄地ではなく、家臣に與えられた采邑であったとして、春秋時代の縣の二類型を指摘した。增淵龍夫氏の「春秋時代の縣について[2]」、「先秦時代の封建と郡縣[3]」は、この顧頡剛の見解を檢討し、春秋時代の縣を、君主の直轄地か、臣下に采邑として賜與される封邑か、というような形で類型的に把えることは誤りであって、當時の縣は、この公邑的直轄地的性格と封邑的性格との二面をもっていたのであり、そのような縣が、從來の封邑・封國と異なっていたのは、その內部において、族的秩序の破碎という社會秩序の變改が、被支配者の側にも、支配者の側にも要請せられたことであり、そのような要請を現實化してゆくためには、君主自身に、別に、經濟的な權力

の基盤が用意されなければならなかった、とした。西嶋定生氏はこれを批判し、増淵説によっては、氏族的規制から離脱し、専制的權力の體現者となった専制君主の出現を説明することは可能としても、皇帝が派遣した官僚によって統治せられ、皇帝による個別人身的な支配樣式をとる秦漢的郡縣制支配の必然性を説明することはできない。秦漢統一權力の理解は、氏族制をうち破って出現する強力な君主權力の形成が、同時に、人民に對する個別人身的支配の形成にほかならないという、同時的二面現象の統一的實體を把握することによって、はじめて可能になるとした。西嶋氏の二十等爵制の研究は、このような視點から、皇帝支配の體制を明らかにしようとするものであった。[6]

増淵、西嶋兩氏が提起した、秦漢統一國家なかんづく統一的公權力の成立についての見解は、ともに從來の研究を一段と深化發展させたといってよい。中でも増淵氏の緻密な論理的追求と、西嶋氏の周到な全構造的把握とは、兩氏の造詣の深さと相まって、それぞれの研究の世界にわれわれをひき入れてくれるものがある。と同時に、兩氏の研究は、當然なことではあるが、兩氏の問題把握の視點のちがいを、明確に示しているといってよい。西嶋氏についていうならば、秦漢統一帝國において、皇帝による絶對的專制的支配がいかにして體制的に可能であったかが、執拗に追求せられるのであるが、反面その體制は、あるべきもの、理念的なもの、として把えられる。從って完整されない具體的な事實は、その體制の阻止者として把握されるということにもなる。かつて西嶋氏が古典古代的勞働奴隷制に對比して、中國の奴隷制を家父長的家內奴隷制と規定し、それが勞働奴隷制に發展することを阻止した、中國史の特殊具體的條件を明らかにしようとした、あの方法と、全く同樣な發想によるアプローチが、中國史の內部で行なわれている。二十等爵制の研究とはそのような視角からの研究である、とわたくしは思う。

一方、増淵氏の研究は典型を見出だそうとする西嶋氏のそれとは、全く異なっている。春秋時代の縣、邑內における族的結合、さらには君主權力の經濟的基盤としての山林藪澤など、統一的權力成立期の歷史を構成した具體的諸要素が克明に分析され、論理的に結び合わされて、みごとな全體的構成を示している。増淵氏が考える歷史は、西嶋氏とはちがっ

て、むしろ古い諸要素と結びつき、それを殘しながら發展してゆくという、極めて具體的な歴史である。しかしながらその反面、歴史を構成するそれらの諸要素が、ともすれば不變なもの、固定的なものとして把えられ、諸要素相互の關連、あるいは諸要素自體の內的發展の面が見落されているように、わたくしは思う。先學諸氏によってすでに究明しつくされているようにも思われる統一權力形成の過程を、春秋時代の縣という限られた面から瞥見してみようとするのは、そのためにほかならない。

一　所謂「以邑爲氏」ということをめぐって

左傳昭公三年（前五三九、晉の平公一九年）の記錄によると、この年の夏四月、鄭伯が晉に行った時に、隨員であった大夫の公孫段が鄭伯をたすけて禮をつくした。晉の平公はこれを嘉し、公孫段の父子豐が晉に功績があったというので、公孫段に「州の田を賜わった」。この州縣は、以前には欒豹の封邑であったが、欒盈の亂（前五五二）によって欒氏が滅びると、范宣子、趙文子、韓宣子の有力三卿がみなこれをほしがった。この時趙文子は「溫は吾が縣である。だからその別邑である州縣も、當然わが手に歸屬すべきである」と主張した。これに對して韓宣子、范宣子は「趙文子は溫はわが縣だから、州も當然わが縣になるべきだと主張するが、州が溫からわかれて郤稱に與えられてから、欒氏の邑になるまでに、その所屬は三傳もしている。晉では別縣をたてるということは、ごく普通のことだから、以前に州が溫の管理下にあり、溫が趙氏の封邑であるからというので、もとの持主に返すべきだというのでは、誰も別縣を治することはできなくなる」といって反對した。この結果、趙文子もあきらめ、二宣子もこれに關與しなくなった。こののち趙文子が執政になると（前五五〇）、その子の趙獲が州を手に入れておくようにすすめたが、趙文子は二宣子の正論に背くというので、これを退けた。やがて趙文子がなくなると（前五四二）、代って韓宣子が執政となった。鄭の公孫段に州田を賜わったのは、この韓宣子執政中のことである。しかも公孫氏は前々から韓氏と親密な關係にあったから、この公孫段に州田を賜わった

のは、韓宣子が晉の平公に進言して、公孫段に州田を賜わらせ、やがては自分のものにしようと企んだのだというのである。

ついで前五三五年（左傳昭公七）、公孫段が死にその子の豐施があとをついだが、鄭の子產は豐施は晉國に何の功績もないのだからというので、州田を晉に返させた。韓宣子はその旨を平公に告げ、改めて韓宣子に州田を賜わったが、さきに趙文子が州縣を手に入れようとした時、これを抑えた手前もあって、宋の樂大心にこの州縣を與え、かわりに樂大心が晉から賜與されていた原縣と交換した。

左傳の昭公三、七年のこの二つの記錄からうかがい知ることができるのは、晉の縣が自國の大夫のみならず、他國の大夫にまで賞賜の對象として與えられているということで、戰國時代いごの所謂郡縣制の縣とは、その性格が甚だしく異なっているということである。增淵氏はこの封邑的と顧頡剛が規定した晉の縣を再檢討し、封邑か、直轄地かという極限概念をもって、類別することの誤りを指摘した。增淵氏の指摘は正しいといってよい。しかしながら、州、原という南陽の地に在った二つの縣がともに鄭と宋の大夫に與えられていたということは、縣の性格を考える上で忘れることのできない、重要な性格である、とわたくしは思う。そのような意味で、もう一度晉縣の性格を檢討するために、しばしば引用せられる史料を、勞をいとわずに記錄しておきたい。

さて、晉の縣がはじめて左傳に現われるのは、僖公三三年、襄公元年（前六二七）に胥臣に先茅の縣を與えたという記錄である。すなわち、

八月戊子、晉侯（＝襄公）狄を箕に破り、郤缺、白狄子を獲たり。先軫曰く。匹夫志を君に逞くし、而して討無し。敢て自ら討ぜんやと。冑を免で狄師に入りて死す。狄人其の元を歸す。面生けるが如し。初め臼季（＝胥臣）使して冀を過ぎ、冀缺の耨り、其の妻之に饁するを見る。敬して待すること賓の如し。之と與に歸り、諸を文公に言う。曰く。敬は德の聚なり。能く敬すれば必ず德あり。德は以って民を治む。君請う之を用いよ。臣之を聞く。門を出でて

は賓の如くし、事を承くるには祭の如くするは仁の則なりと。（中略）文公、（郤缺）を以って下軍の大夫と爲す。箕より反り、襄公三命を以って先且居（＝先軫の子）に命じて中軍に將たらしめ、再命を以って命じ、先茅の縣。胥臣を賞して曰く。郤缺を舉げしは子の功なり。一命を以って郤缺に命じて卿となす。復之に冀を與う。亦未だ軍行あらず。

郤缺を推舉したことをよみして、胥臣に先茅の縣を與え、郤缺には冀邑を與えた、というのである。杜注によると先茅は人名で、後嗣がないため、その領有していた縣をとりあげて胥臣に與えたのだという。[5] この解釋が正しければ、晉では前七世紀の中ごろから縣があったということになろう。さらに「郤缺に冀を與う」の杜注には「其の父の故邑を還すなり」とある。郤缺の父とは郤芮のことであり、左傳僖公一〇年條には冀芮とみえている。その條の會箋は、晉の惠公（前六五一―三七）が郤芮に冀を與えたから、冀芮というのだとしている。この會箋が誰の説で、何にもとづくかは明らかでないが、左傳僖公二年によると、この年晉の荀息が虢を伐った際に、虞國を通らせて貰うことを依頼したことをのべて「昔、冀の國が不道をなして、顚軨坂より攻め入って郥の三門まで攻めこんだ時に、虞の國はたちまち冀の軍を攻めかえした。これが患となって冀の國は苦しんでいる」とあるから、この僖公二年（前六五七）當時、冀國はまだ滅んではいなかったのである。晉が再度虢を討ち、これを滅ぼしてその歸り道に虞をもほろぼしたのは、僖公五年十二月のことだと左傳にみえているから、あるいは晉が冀を滅ぼしたのも、その時であったかもしれない。前引會箋を信ずれば、冀を滅ぼしたあと、惠公が卽位して冀を郤芮に與えたということになる。

さて、冀を滅ぼして郤氏の采邑にしたのだという注は、いうまでもなく、前述の僖公一〇年條に、郤芮のことを冀芮といっているためである。左傳僖公三三年條にみえる原軫の會箋に、洪亮吉の意見として、「僖公二八年、三三年條には、先軫といわないで原軫とあるのは、采邑を原に食したためで、その子の先且居が霍伯と稱したことは、文公五年條にみえている。國語晉語に先且居のことを蒲城伯といっているのも、采邑を蒲城に食したためである。大むね晉の大夫は皆采地

をもって氏とした」といっているのがそれである。この氏が何にもとづくかということについては、古くから議論のあるところであるが、多くは左傳隱公八年條にみえる衆仲の言が、その根據になっている。すなわち、

衆仲曰く。天子は德を建て、生に因りて以って姓を賜う。之に土を胙い、以って之に氏を命ず。諸侯は字を以って謚を爲り、因って以って族と爲す。官世々功あれば則ち官族あり。邑も亦之の如し。

とあるのがそれである。加藤常賢氏は『支那古代家族制度研究』[6]上編第二章「氏―領土的氏族制」において、氏の起源に關する從來の諸說を比較檢討して、大よそ次の二種類に大別している。

1、應劭：風俗通、九氏說。鄭樵：通志、三二類說。顧棟高：春秋列國姓氏表叙など〝封建制度〟にもとづく胙土命氏、すなわち賜氏をもって氏の起源とするもの。

2、劉光漢「古政原始論」氏族原始論第二、國粹學報第四期。吳其昌「殷虛書契解詁三續」文哲季刊四ノ二　など、有土あるいは地域をもって氏の起源とするもの。

さらに加藤氏は左傳隱公八年條の正義に「之に報ゆるに土を以ってすとは、之を封ずるに國を以ってし、名づけて以って之を氏と爲すを謂う。氏とは則ち國名なり」とあるのを引用して、「氏族名の本來は土地名であって、是が後の所謂國名となった」のであり、「氏は封建財產の永久傳承と、其尊貴な社會的地位を表示すると謂ふ機能を有つもの」であったが、やがて春秋時代になると、卿大夫はあるいは王父の字をもって氏となし、或いは祖父の官又は食する邑の名をもって氏號とすることが普通になった。これはいわば「世襲的特殊地位の表示」の意味をもつものであったとしている。加藤氏がいう「世襲的特殊地位」とは、言葉をかえていえば階級的あるいは身分的表示である。通志氏族考序に「氏は貴賤を別つ所以なり。貴き者は氏を有し、賤しき者は名有りて氏無し」といい、白虎通に「氏有る所以の者は何ぞや。功德を貴び、伎力を賤しむ」なり、というのがそれである。しかもその特定身分は、前述衆仲の言にいうように「之に土を胙い、以って之に氏を命ず」ることによって、すなわち王又は諸侯が家臣に邑を與え、氏を命ずることによって決定された。換言すれ

ば氏を與えられるということは、王又は諸侯によって、その政治的支配體制の一翼に位置づけられたということを意味したのである。

さて前述の如く、郤芮は食邑を冀に與えられて冀芮とも稱せられたが、說文によるとこの郤とは「晉の大夫叔虎の邑」であるといい、段玉裁は「叔虎の子、郤芮と曰い、邑を以って氏と名す」という。晉語一の韋昭注によると、郤叔虎とは郤豹のことで、郤芮の父であるといい、秦嘉謨輯補本世本は、郤氏は晉の公族郤文の後で、代々晉の卿であり、郤とは郤文の子叔虎の邑であるという。左傳成公一一年經の會箋に引く世本によると、その世系は、

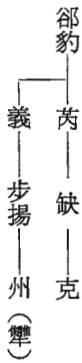

である。春秋釋例9世族譜下は、宋の程公說の春秋分記を引き、その世系をつぎの如くにしている。

顧棟高、春秋大事表12上列國卿大夫世系は

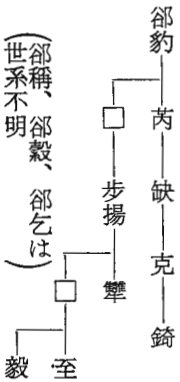

重澤俊郎、佐藤匡玄共著『左傳人名地名索引』[7]付錄譜系圖はほぼ顧說を踏襲するが、ただ郤至を郤毅の弟としている。

郤氏を稱したこれらの人々のうち、郤稱は呂甥・郤芮とともに、晉の惠公夷吾時代の有力大夫であった（史記晉世家）。また前述の趙文子と韓・范二宣子とが州田の奪いあいをした際の二宣子の言葉に「（州は）郤稱自りして以って別れ、三傳せり」とあり、その杜注に「郤稱は晉の大夫。始めて州を受く」という。

晉の獻公は驪姬の愛におぼれ、太子申生と公子の重耳、夷吾をしりぞけ、驪姬が生んだ奚齊を皇太子としたため（前六五五）、太子申生は自殺し、重耳と夷吾とは他國に出奔した。前六五一年獻公が死ぬと、奚齊は殺され、出奔していた夷吾が秦の援助を得て歸國し、卽位して惠公となった。この時惠公の卽位に與って力のあったのが呂甥、郤芮、郤稱の三人であった。呂甥の呂は呂邑をもって氏としたものといい、かれはまた瑕邑を賜わって瑕呂とも幷稱し、さらに陰邑を與えられて陰飴甥とも稱したという。[8]郤芮が冀邑を與えられたのも、恐らくこのころであったと考えられる。晉世家は獻公二三年（前六五四）の條に冀芮といい、左傳は僖公一〇年（前六五〇）の條に特に冀芮と稱しているのは、晉が冀國を滅ぼしたのが前六五四年と考えられることとともに、この推測を裏付けるものと思われる。

さて惠公は「彊國の威に輔けられ、以って入るに非ずんば、恐らく危からん」という呂甥、郤芮の計によって、秦の繆公の援助を得て晉に歸り、卽位したが、必ずしも名君とはいえなかった。秦と事をかまえ、重耳の歸國をおそれたといわれる。前六三七年惠公が死ぬと、太子圉が卽位して懷公となった。圉は前に秦に人質となっていたが、秦がその母の國である梁を滅ぼすと、身の危險を感じて秦から逃げかえった。このため秦は懷公を心よく思わなかったが、一方晉國內でも欒枝、郤縠などの「欒・郤の黨」は、國外に在る重耳を卽位させようとして、秦と內通し、懷公を殺した。やがて重耳は秦の繆公の援助を得て歸國し、卽位して文公となった。けれども重耳が歸國すると、前の惠公時代の大臣呂甥・郤芮ら「呂・郤の屬」は重耳の卽位を望まず、反旗をひるがえして文公を殺そうとしたが、逆に秦の繆公のために殺された（前六三六）。前六三三年（文公の四年）文公が三軍を編成すると、「欒・郤の黨」は重耳從亡の臣でないにもかかわらず重用

せられ、郤縠は元帥・中軍の將に、郤溱がその佐に、欒枝は下軍の將に任ぜられた。以上は史記晉世家にもとづいて、重耳卽位の狀況を略述したものである。左傳には「欒・郤の黨」が秦に內應をしたということはしるされていない。この晉世家によると、「欒・郤の黨」の郤氏と、「呂・郤の屬」の郤氏とは、同じく郤氏とはいえ、すでに同族的關係を失っていたものと思われる。郤稱がこの時いずれにくみしたかは記錄がない。けれども前述の如く彼は溫の別邑州邑を與えられたのであるが、周王が文公に溫邑を與えたのは、前六三五年のことであるから、郤稱は呂甥や郤芮とともに惠公時代の重臣であったにもかかわらず、「呂・郤の屬」には加わらなかったのではあるまいか。その結果文公時代のいずれかの時に州邑を賜わったのであろう。從って郤稱が州邑を賜わったのは、後述する三郤の時代であったという增淵氏の推測は⑥、恐らく誤りであろう。郤稱の時代と郤至の時代とでは、餘りにも時間的距りがありすぎるように思われる。

さて、郤芮が前六三六年に殺されると、冀邑[補註]は郤氏の手を離れ、晉侯の直轄下に入ったのであろう。けれども郤芮の子缺はその後も冀邑に在って、農耕に從事していたものと思われる。前述の胥臣が冀の野を通りかかり、冀缺とその妻とを見たというのは、そのことを物語っている。この結果胥臣は冀缺を推擧し、冀邑は再び郤缺に賜與されることになったのである。郤缺は前六〇一年（左傳宣公八）趙盾に代って執政となるが、その折下軍の佐胥克を廢した。これがのちに郤氏と胥氏との對立の因をなしたことは後述するところである。郤缺の執政は前五九七年までつづき、この年郤缺に代って荀林父が執政となると、缺の子克が上軍の將となり、ついで前五八九年には中軍の將として、齊との戰いを指揮した。左傳宣公一二年條にみえる駒伯について、杜注はこの郤克であるとするが、顧棟高・春秋大事表12上は、郤克の子郤錡の字としている。郤克、郤錡が冀邑を嗣いだのか、或いは別の邑を與えられたのかということについては、全く知ることができない。

一方、郤豹のもう一人の子供であるという義についても、それを確認する手がかりはない。その子であるという步揚は、左傳僖公一五年（前六四五）に「戎に御」となったことがみえているが、彼が「欒・郤の黨」であったか、「呂・郤

の屬」であったかはわからない。左傳同條の會箋には步揚は郤犨の父で、郤芮の子であり、步は采邑であったとし、廣韻卷十一・步の項にも「又姓なり。左傳晉に步揚あり。采を步に食す。後因りて焉を氏とす」とあるが、步の位置については不明である。

前六三三年郤縠が中軍の將となり、郤溱がその佐になった時、郤犨もまた戎右となった。この郤犨は左傳成公一四年（前五七七）條では「苦成叔傲る」として、その專横ぶりをのべているが、その條の會箋は、「郤犨采を苦に食し、苦成叔と曰う」という潛夫論氏姓篇を引用して說明を行なっている。この苦の所在について、潛夫論は「苦城は城名なり。河東鹽池の東北に在り」とし、沈欽韓・左傳地名補注は路史國名紀をひいて「解州に苦城あり。按ずるに苦と鹽は聲を同じくす」とのべている。一方、水經注六汾水の條には「汾水又南して襄陵縣故城の西をすぐ。晉の大夫郤犨の邑なり。故に其の地に犨氏鄉亭あり」といい、史記秦本紀昭襄王二九年條の正義所引の闕駰・十三州志にも「襄陵、晉の大夫犨の邑なり」とあるから、郤犨の邑はほぼ襄陵近くにあったと考えて誤りない。また風俗通には郤犨の子孫は犨（州）氏を稱したとあるが、この郤犨城又は犨氏鄉亭と呼ばれる邑が、郤豹以來の郤氏の本邑であるのか、あるいは郤犨又びその子孫の別邑であったのかはわからない。けれどもいずれにもせよ郤犨は前述苦邑とこの郤犨城との二邑をもっていたのである。郤犨の子の郤至については、かれが溫の別邑である「郤の田」の歸屬をめぐって周と爭った時に、「溫は吾が故なり。故に敢えて失なわず」といってその權利を主張したことが左傳成公一一年條にみえている。晉語六に郤至のことを溫季とよんでいるはそのためで、廣韻二十三魂の溫の項に「郤至采を溫に食し、亦溫季と號す。因りて以って族と爲す。太原より出ず」とあるのもこれによるものである。なお廣韻がここで「太原より出ず」としているのが、郤氏の出身が太原であるという意味であるならば、その根據は明らかではないが、郤邑はあるいは太原地方に在ったとも考えられる。

さてこの郤至のことがはじめて左傳に現われるのは、成公二年（前五八九）にかの申公巫臣が楚を逃れて晉に入り「郤至に因って」晉の臣になったという記錄である。巫臣はこの結果邢の大夫になった、すなわち邢邑を與えられたというか

ら、當時郤氏一族の郤克が執政であったとはいえ、郤至の勢力もすでに強大であったことが想像される。郤至が溫邑を與えられた時期は明らかではない。前述の鄇の田をめぐる郤至と周との爭いの折、周の大夫劉康公、單襄公は、溫はもと周王のものであったが、のちに周の蘇忿生に與えられ、ついで晉の文公に賜與された。文公ははじめ狐溱を溫の大夫とし（前六三五）、ついで陽處父がこれに代り、郤至はそのあとをついだのだといっている。前六二八年晉楚がはじめて同盟した時、その衝に當ったのが陽處父であったが、彼はまた「成季の屬」すなわち趙衰の屬大夫であったといわれる（左傳文公六）から、溫邑を與えられたのも恐らく趙衰在世中の前六二二年以前であったろうと思われる。しかも狐氏の手から溫邑を奪い、陽氏の手に移したということが陽氏と狐氏との反目をうんでいたのであろうか、前六二一年趙衰に代って狐射姑が中軍の將となり、趙衰の子盾がその佐となると、陽處父は進言してこれを交替させた。その年の八月晉の襄公が死ぬと、公子雍をおす趙盾と、公子樂をおす狐射姑とが對立したが、狐射姑は己に味方する者の少ないのを知ってその一族續簡伯に陽處父を殺させ、自分は狄に出奔した。この結果溫邑は再び公室の有に歸したのであろう。

前六一五年（左傳文公一二）郤缺は上軍の將となり、ついで前六〇一年（左傳宣公八）には趙盾に代って執政となった。郤至が溫を賜わったのはこの郤缺の榮進と無關係ではなかろうという增淵氏の推測は、恐らく當を得ていると思われる。やがて郤至は「その富公室に半ばし、其の家三軍に半ばし、其の富寵を恃んで以って國に泰る」（晉語八）に至るのである。一族の郤犨も「苦成叔傲る」（左傳成公一四、前五七七）狀態であった。郤克の子郤錡も前五七八年上軍の佐となり、ついで上軍に將となった。こうして景公（前六〇〇—五八一）から厲公（前五八一—五七三）時代にかけて、郤至、郤犨、郤錡ら「三郤」の富強と專横は目に餘るものがあり、これに反感を抱く欒氏や胥氏は、前五七四年兵を擧げて、郤氏を滅ぼした。晉の郤氏の名はこれいご左傳や史記などの文獻から姿を消し、「皁隸に在り」（左傳昭公三）といわれることになる。左傳昭公二七年條には楚の工尹郤宛の名がみえる。或いは晉を逃れた郤氏の一族が、楚に奔ったものであろうか（世本秦嘉謨補注）。

以上にみて來た如く、晉の郤氏は前七世紀の半ば頃から、ほぼ一〇〇年に亙って、晉の中央政界に勢力を振った、有力な世族であった。その一族の中には冀、州、溫、苦、などの邑を賜わって、冀、溫、苦等の氏を稱する者もあったが、たとえ冀氏を稱した場合にも、郤氏であることに變りはなかった。趙衰の子趙同、趙括、趙嬰がそれぞれ原、屏、樓邑を與えられて、原同、屏括、樓嬰と稱し、魏犨の子孫が呂邑に封ぜられて、呂錡、呂相とよばれたのも同樣である。これは郤氏と冀、溫、苦等の氏、趙氏と原、屏、樓氏、魏氏と呂氏との關係が、等しく「邑を以って氏と爲す」とはいえ、その封邑の在り方に大きな差があったことを示している。清の洪亮吉は春秋左傳詁において、「大むね晉の大夫は皆采地をもって氏と爲す。趙、魏、韓を除くのほか、呂、郤、荀、欒、胥……等並是なり」といっている。洪亮吉が趙、魏、韓三氏を除外した根據が何であったかは明らかでないが、趙氏についていえば、その祖造父が周の繆王から「賜うに趙城をもってした」ことが、趙氏を稱したはじめであった（史記趙世家）。魏氏はその祖畢萬が晉の獻公に仕え、戎右として魏國を伐ち滅ぼし、その功によって「魏をもって畢萬を封じ、大夫と爲した」（史記魏世家）ことが、魏氏を稱した由來であった。韓もまたその祖先の武子が晉に仕え、「韓原に封ぜられ」、その曾孫厥が「封に從って姓を韓氏と爲した」（史記韓世家）という。荀林父が前六三二年に中行の將に任ぜられたために、その子孫が中行氏を稱したように、官職を以って氏となしたり、祖先の字をもって氏となすこともあったが、多くは封邑名をもってした。しかも魏、韓、趙あるいは前述の郤氏などは、春秋時代の比較的はやい時期に封邑を賜わって本邑とし、それにもとづいて氏と爲したいわば第一次の氏であった。これに對して冀、苦などの氏は、第一次氏の一族あるいはその他が、春秋時代の中期ごろいごに采地を賜わり、それによって氏と爲したいわば第二次の氏であったということができる。しかも郤氏の場合にもみられるように、第一次の氏が永續的であったのに反して、第二次の氏はかならずしも永續的ではなかった。種々の理由や事件などによって、封邑を失うと、第二次の氏もまた消滅した。さらには他氏の出身者がその采地を賜わると、これまたその采邑をもって氏となしたのである。これらの第一次氏と第二次氏とのちがいは、初期の封邑と中期以降の封邑との性格のちがいを象徵するもの

のように思われる。次節においてはこの間の變化を郤氏の諸邑を中心に檢討してゆきたい。

二　春秋時代における封邑の變化と縣

もともと周の大夫蘇忿生の邑であった溫・原等の南陽の地が、蔿・邘の二邑とひきかえに鄭に與えられたのは、前七二二（左傳隱公一）年のことであり、ついで前六三五年には晉の文公に與えられた。この間の事情については、增淵氏の研究に詳述されているが、本稿の考察に關連する限りで、簡單に溫・原の歷史を略述しておきたい。

蔿・邘の二邑と引きかえに鄭に與えられた溫・原等の邑は、鄭の支配に服することを肯んぜず、盟・向の二邑が鄭に背いた。このため鄭は衞の援助を得てこの二邑を討ったが、周王は抵抗する二邑の民を王城に強制移住させ、二邑の土地だけを鄭に與えた。[10] 一方、溫もまた周王にそむいて、周室大內亂の因をなした。左傳莊公一九年（前六七五）の記述によると、その前年周の僖王が死んで惠王が卽位すると、惠王は父僖王の弟である王子頹の黨を壓迫した。このため王子頹の黨である蔿國・邊伯・子禽・詹父・祝跪の五大夫は、さきに周王が溫・原等の己の諸邑を鄭に與えたために、王室に怨をいだく蘇氏と結んで亂を起し、惠王を討った。けれども敗れて蘇氏の邑である溫に逃げて來たため、蘇氏は王子頹を奉じて衞に奔り、衞・燕の援助を得て、惠王を討ち、王子頹を王位に卽かせた（前六七五）。一方惠王は鄭に援助を求めて鄭の櫟邑に逃れ、前六七三年鄭伯は虢叔とともに惠王を奉じて王子頹を攻め、王子頹と前記五大夫とを殺して、惠王を王位に復させた。ところがこの論功行賞に當って、鄭伯に薄く、虢叔に厚かったというので、鄭伯は惠王をうらみ、王命に從わぬことが多くなった。そこで惠王の子襄王は狄の兵力をかりて鄭を討ち、狄の女隗氏を入れて后とした。ところが襄王の弟王子帶は王位をうかがい、隗氏と通じて不穩な行動が少なくなかった。このため襄王は隗氏を廢したが、頹叔、桃子などの大夫は隗氏と結んで王子帶を奉じ、狄の軍をひきいれて襄王を攻め、王軍を破った。このため周公、忌父、原伯、毛伯、富辰など、周王近臣の大夫は死に、王は鄭の氾に逃れ、王子帶は隗氏とともに溫に奔って王を稱した（前六三六）。

氾に逃れた襄王は諸侯に救援を訴えたが、これにこたえて王子帶を討ち、襄王を王城にかえしたのが晉の文公であった。文公はこの功績によって陽樊・溫・原・攢・茅等の諸邑を與えられた。ところが陽樊・溫・原等は晉に屬することを肯んじなかったため、文公はこれを討って、溫・原を降し、「原伯貫を冀に遷し、趙衰を原の大夫とし、狐溱を溫の大夫と爲した」のであった。

さて左傳隱公一一年の記錄によると、周が鄭人に與えた蘇忿生の田は「溫・原・絺・樊・隰郕・攢・茅・向・盟・州・陘・鄙・懷」の一三邑であったという。これらの諸邑はほぼ太行山脈の南、いわゆる南陽の地、河內縣地方に散在する諸邑であるといわれている。[11] しかもこの蘇國の狀況は、增淵氏が明らかにされたように、國都溫邑を中核として、總體的なゆるやかな支配、被支配の關係にあった。溫の邑內には、溫邑を構成する諸族の族人が、古い氏族的秩序を保持しながら、それぞれの里に分れて住み、諸族はその長者を里君とし、族人の統制に當っていた。國都溫邑に從屬する諸邑の構成も、ほぼ同樣であった。それらの屬邑の中には蘇の分族もあったろうし、蘇と通交、服屬の關係にあったものもあったが、規模の大小はあれ、その內部構成はほとんど異なるところがなかった。蘇公は溫邑に住む諸族の邑長であると共に、屬邑を支配する長でもあったから、溫邑內の里に分れて住む諸族を統轄し、さらに蘇國に從屬する諸邑を管領するために諸官をおいたが、諸官はそれらの諸族のうちの有力なものを、卿大夫としてこれに當てた。從ってそれぞれの邑は、その族的秩序を保持したまま、總體的に蘇公に從屬した。溫・原等の諸邑が周王の支配下から離れ、鄭や晉の支配下に入ることに激しく抵抗したのも、それによってそれぞれの族的秩序を破碎されることを、おそれたからにほかならなかった。周王が盟・向の民を王城に強制移住させて、その土地のみを鄭に與え、晉の文公が原伯貫を冀に遷したのも、それによってそれぞれの邑の族的秩序を破碎しようとしたものであった。その場合、これらの屬邑の族長は、蘇公など國都邑の長によって、族長であることを安堵せられると、邑名を冠して氏としたものであろう。前節にみた「以邑爲氏」とは、古くはそのようなものであったと考えられる。左傳襄公二一年に、欒桓子の妻欒祁が桓子の死後「其の老州賓と通じた」という話

がみえている。老とは家臣の意味である。また欒桓子の子懐子が楚に奔った時、共に従った「欒氏之黨」の中に、州綽という大夫がいた。増淵氏が推測されているように、この州賓、州綽は恐らく州邑土着の族長で、かつて州を管領した欒氏の一族欒豹によって安堵され、そのことによって欒豹の家臣となり、「欒氏之黨」となっていたものであろう。同じく欒懐子とともに楚に奔った家臣の一人に邢蘇という大夫がいた。邢は前五八九年に楚の申公巫臣が晉に奔って、「邢の大夫」となった晉の邑である。邢蘇はあるいは申公巫臣が大夫になった時、それを嫌って邢を逃れ、又は安堵をうることができなくて徙された、かつての邢の族長またはその子孫ではなかったか、と考えられる。

さて晉の文公は「原伯貫を冀に遷し」て、原邑の族的秩序を破碎しようとした。けれども族的秩序の破碎は、それにもかかわらず、必ずしも容易ではなかったように思われる。前五九三年に晉の景公が王室の亂を平定したのをよみして、周の定王が晉の大夫士會を享した時、「原の襄公」に「禮を相け」させたということが、左傳宣公一六年條にみえている。周語中ではこの時の話がより詳しく傳えられ、そこでは「原公」とされている。顧棟高・春秋大事表12上は、原襄公を原伯貫の子としているが、そのもとづく所は不明である。あるいは原伯貫が冀に遷された後、再びその族人が原に遷されたとも、一族の他の者が原公として安堵せられたとも、あるいは一族とは關係のない者が、改めて原公として管領の地位についたとも考えられる。さらに前記邢蘇のように他邑に奔り、原を名乗るだけで、原邑とは關係がなくなっていたとも考えられる。ところがその後前五三〇年に「周の原伯絞が虐であったので、その輿臣が輿臣の一人である曹を逃れさせた。十月、原の輿人は絞を追いだし、その弟の跪尋をたてた。そこで絞は郊邑に奔った」という話が左傳昭公一二年條にみえている。さらに昭公一八年條には、その年の秋に曹國の平公の葬儀があった。魯からその葬儀に出かけた者が、周の原伯魯にあって話をしたが、原伯魯は學問が嫌いであるということをいった。魯の人は歸國後閔子馬にその話を傳えると、閔子馬がいうには、そういうことであれば周もやがて亂れるであろう。原伯魯が學問が嫌いだといったのは、俗間に學問をよろこばない風潮があって、それが政治に與る大夫にまで及んでいるためである。そのようなことでは、下の者が上の者

を犯し、上の事が廢るようになる。原伯魯が學問が嫌いだといっているようでは、原氏はやがて亡びるであろう、といったという話である。

昭公一二年條にみえる輿人とは、同じく僖公二八年條に「晉侯、曹を門む。多く死す。曹人諸を城上に尸す。晉侯、之を患う。輿人の謀を聽くに曰く。墓に舍せよと稱すと。師遷る。曹人兇兇として懼る」とあり、昭公四年條に「命夫命婦自り老疾に至るまで、氷を受けざる無し。山人之を取り、縣人之を傳え、輿人之を納れ、隸人之を藏む」とあり、僖公二八年條の杜注に「輿人は衆人なり」とし、會箋に「輿人とは役卒なり。戰爭に與らず」としているように、輿は衆である。安井衡が左傳輯釋において「原の羣臣、民をして羣逃散を爲さしめ、因りて以って絞の罪と爲し、之を逐う」と解しているのは、當を得たものといいうる。從ってここにいう「原」とは、單に原氏を指すだけではなく、「原邑」に族居する原氏であったと理解できる。從って前六三五年に原伯貫を冀に遷したにもかかわらず、原邑には依然として、原氏が族居し、周王の臣として、周の政治に參畫していたことがわかる。左傳定公元年（前五一〇）條に、成周に王城を築いた時、晉の魏舒が築城の采配をとったが、韓簡子と周の大夫原壽過とにあとをまかせ、自分は大陸澤に出かけて狩りをしていたことを非難する、衞の彪傒の意見がみえている。周の大夫原氏が周の政治に參與していたことがうかがわれる。

ところが、前五二〇年（左傳昭公二二）に、晉の籍談と荀躒とが九州の戎と焦・瑕・溫・原の軍隊を率いて、周王を王城に入城させたという記錄があり、前五一八年には晉の大夫成何が衞侯を輕んじて「衞は吾が溫原なり」といったという話が、左傳定公八年條にみえている。この二つは、溫・原が當時晉の有であったか、或いは少なくとも晉の有と考えられていたことを示すものである。

この一見矛盾する二樣の記錄は、實はこの當時の邑の細分化の現象を表徵するものと考えられる。この頃邑の境界爭いが頻ぱんにみられたのも、そのあらわれであると思われる。左傳成公一一年（前五八〇）條によると、當時溫の大夫であった郤至と周王との間に、溫の鄙邑である「郫の田[18]」の歸屬をめぐって、爭いがおきた。周王は大夫の劉康公と單襄公を

やって晉公に訴訟を申入れた。郤至が「溫は吾が故なり。故に敢て失わず」といってその管領權を主張したのに對して、劉・單の二大夫は、溫邑の歷史をのべ、「若し其の故を治むれば、則ち王官の邑なり。子安んぞ之を得ん」といって、周領であることを主張した。その結果晉侯は「郤至をして敢て爭うこと勿らしめた」というのである。晉侯は理が周側にあることを認めたのである。州邑は晉の邊境に在ったから、その境界がとくに明確でなかったという事情もあったのかも知れない。昭公九年（前五三三）條に、周の甘人が晉の閻嘉と閻田を爭ったということがみえている。閻の所在は不明であるが、甘は河南城西に在りというから、閻も恐らくその付近に在ったと考えられる。[14] これまたフロンティアにおける境界の爭いである。かつては餘り重要視されなかった境界が、この頃になって屢々爭いの對象になったということは、當時の情勢の變化を反映するものであった。昭公一四年（前五二八）條にも、晉の邢侯と雍子とが、鄐の田の管領權をめぐって爭ったことがしるされている。邢侯とはかの楚から晉に奔って、邢の大夫となった申公巫臣のことであり、雍子もまた楚から晉に入って、鄐の田を賜わった。しかもこの鄐の邑は、かつては邢の大夫の管領下に在ったともいわれる。[15] 爭いのおきたことがむしろ當然でもあった。また前六〇五年に楚の若敖氏の亂の折に、鬬氏一族の賁皇は晉に逃れて苗邑を與えられ、苗賁皇と呼ばれたが、この苗は以前には原邑の管領下に在ったと思われる。[16] いずれも封邑の細分化がうかがわれる事例である。しかもこのような現象は、必ずしも晉のみの特殊事情ではなかった。前六世紀の前半は、南北の二大強國楚と晉が、北進と南下をきそった時代であったが、楚の北進の前線基地は申・呂の二邑であった。左傳成公七年（前五八四）條によると、宋との戰いに勝って凱旋した楚の令尹子重が、「申・呂に取りて、以って賞田と爲さん」といって、楚王に請うた。王はこれを許したが申公巫臣はこれに反對して、「不可なり。此申・呂の邑たる所以なり。是をもって賦を爲め、もって北方を禦ぐ。若し之を取らば、申・呂無きなり。晉・鄭必ず漢（＝漢水流域）に至らん」と主張したという。令尹子重がいった「申・呂に取りて」を杜預は「申・呂の田を分ける」ことだと解している。すなわち申・呂の本邑に附屬する鄙邑を分離して、諸將に賞田として分け與えることを子重が願った、という意味である。これに對して、巫臣の反對理

由はそのようなことをすれば、申・呂はもはや前線の基地ではなくなってしまう。申・呂が申・呂たる所以は、申・呂に附屬する鄙邑を含める大縣であるからこそ、糧秣、甲兵などの軍事物資(賦)を多量に徵發することができ、北方からの侵攻を防ぐことが出來るのだ、というのである。楚に於いても、當時賞田が細分化されていたことをうかがうことができる。

しかもこのような邑の細分化が、新しい領域觀をうみ出すもといともなった。前五八八年に鄭の公孫申が許の國を討って、その鄙邑を取ったが、翌年再び軍を出して、前年に奪った邑と許との間の境界を定めようとした(「鄭公孫申帥レ師疆二許田一」左傳成公四)、許が鄭の軍を展陂に迎えうって、これを破ると、鄭の襄公は自ら軍を帥いて許を討ち、さらに許邑の西北にある鉏任・冷敦という鄙邑を取った。ついで前五七七年(左傳成公一四)、鄭は再度に亙って許を討ち、許の外城(郛)にまで攻めこんだ。そのため許は「叔申の封をもって」和を乞うたという。會箋の解釋によると、これはつぎのような意味であるという。「鄭莊、許叔をして許の東偏に居り、公孫獲をして許の西偏に處らしむ。許叔、許に入るに至るとは、則ち東偏自りして入りて故國に居る。西偏の地復た許の有と爲る。所謂許田を疆すとは、蓋し西偏の地を經略して、鄭に屬せしむるなり。云云」。會箋がいう鄭莊云云は、前七一四年(左傳隱公一〇)に魯、齊、鄭がともに許を討つと、許の莊公は衞に奔った。そこで鄭の莊公は許の大夫百里をして、許の莊公の弟許叔を奉じて許の東偏に居らせて、許の民を撫柔させ、さらに自分の弟公孫獲に命じて、百里を佐けさせるという名目で許の西偏に處らせ、百里、許叔を監督させたということ。ついで左傳桓公一五年(前六九八)條に「許叔、許に入る」とあり、孔穎達が疏で「其れ許の東偏自りして許國に入るを言う。外國從り入るに非ざるなり」といっているのに因るものである。成公四年條にみえる「疆二許田一」とは、鄭の公孫申が許の本邑と、西邊の鄙邑との間に「疆」をして、境界を明確にしようとしたものと解釋することができる。[17] かつては國都邑の周邊に鄙邑が散在し、その鄙邑を含めて、某邑と呼ばれていたのである。それがこのように鄙邑が國都邑ときり離され、所屬が異なるということになると、當然、鄙と鄙、鄙と國邑との封疆を明確にする必要もうまれて來たにちがいない。それがやがて境域觀念をうみだす端緒にもなったと考えられる。[18]

かの趙文子、韓宣子、范宣子が州邑を奪いあった時、韓宣子がいったという「晉の縣を別つこと、唯州のみにあらず」が、單に論爭のための言葉ではなく、當時の實狀を反映したものであったことを、確かめることができた。しかもこのような傾向は、年とともに一層進展したと考えられる。左傳昭公二八年（前五一四）條によると、かつての祁氏の田を分って七縣とし、羊舌氏の田を分って三縣として、それぞれの縣に大夫を置いて治せしめたという。これらの「縣の大夫」は、前六六一年に「趙夙に耿を賜い、畢萬に魏を賜い、もって大夫と爲した」（左傳閔公一）という大夫や、原の大夫趙衰、溫の大夫狐溱のような、多くの鄙邑をもった大邑を治した大夫とは、較べものにならない位小さな縣を治したにすぎない。しかもこれらの縣大夫は、かつての大夫が「以邑爲氏」のとはちがって、「以縣爲氏」ことがみられなかった。これは單に小邑を治したというだけではなく、大夫がもっていた權限、從ってまた大夫の性格そのものにも、差違が生じていたことを豫想させるのである。しかも前節においても少しくふれたように、同一氏族に與えられた封邑が、かなりの遠隔地に散在していたということは、有力な支配氏族の族的結合を內側から破碎させてゆく働きをなしたと考えられるのであるが、この邑の散在並びにその所在地等の問題については稿を改めて考察を加える豫定である。[18]

三　所謂「縣」の成立について

溫・原などの蘇忿生の邑が、鄭に與えられ、ついで晉に賜わった時、それらの諸邑がはげしい抵抗を示したことは、增淵氏が詳述されたところであった。そのような抵抗は、それぞれの邑の族的傳統と秩序とを保とうとするためのものであり、從來のゆるやかな所謂總體的支配が、新しい支配によってたち切られることに對する不安と動搖とを示すものにほかならなかった。晉の文公は原を支配するために、原伯貫を冀に遷し、その族的秩序を破碎して、趙衰を新しい大夫としてこれを治せしめた。にもかかわらず、原にはその後も原公を中心とする原氏の族居がみられたことは、前節にみたところである。けれども、族的秩序の存續を保證する總體的な支配は、年とともに激しくなっていた春秋列國間の相互侵略と、

それに對應して國内の軍事、政治體制を強化しようとする諸列國の要請に、必ずしも應えうるものではなかった。この頃、

晉　作州兵（前六四五）　作三軍（前六三三）
魯　初税畝（前五九四）　作丘甲（前五九〇）
　　用田賦（前四八三）　作三軍（前五六二）
鄭　作邱賦（前五三八）

など、一連の税制、軍制の改革が行なわれていることは、それぞれの國が、當時の新しい情勢に對處してゆくために、その收奪の體制を強化したものであったといってよい。もちろんこれらの改革の内容は、必ずしも一様であったのではない。佐藤武敏氏は魯における「畝に税す」が、從來のある額を税として取りたてるという、大まかなやり方に代って、ウネ立ての普及という當時の農業技術の變化に卽應して、ウネを數え、收穫高を調べて税額を決定するやり方であり、それは魯國の公室よりも、むしろ世族の經濟力を利する性格のものであったこと、また「丘甲を作る」は古い集落團體である丘に賦を課したものであり、これまた世族の軍事力を強化させる性格のものであったことを明らかにして、從來の諸説に疑義を提出し、魯におけるこれらの改革は、「新時代のトップをきった改革であるというよりはむしろ古い國家の矛盾をますます深めるゆえんのものであり、新しい意味の財政的經濟的改革は、世族の勢力の處理に成功した晉、楚、秦などの諸國からおこると見るのが妥當であろう」と考えている。[20] しかしながら、魯における一連の改革が、たとえ佐藤氏の説かれるような古い性格のものであったとしても、それが新しい當時の國際情勢に對處しようとしたものであったことには、變りがなかった。對處の仕方が、それぞれの國の在り方のちがいによって一様でないことは、むしろ當然なことであるからである。

さて、春秋時代の中期以前の戰爭は、車戰を主とするもので、それは氏族制を基盤とするものであったと一般にいわれている。すなわち卿大夫はその賜與された采邑において、一族子弟に祿を與えて、これを養ったが、卿大夫はこの子弟

（士）によって兵團を構成し、その兵團を率いて國君の下にはせ參ずる義務を課せられていた。賦とはこの武器、糧食を自辨で出征する義務にほかならなかった。尚書費誓に

公曰く。ああ人よ、譁しくするなく命を聽け。先に淮夷・徐戎並び興る。善く汝の甲冑を簡び、汝の盾を治め、敢て至らざるなかれ。汝の弓矢を備え、汝の戈矛を鍛え、汝の鋒刃を砥ぎ、敢て善からざるなかれ。（中略）甲戌の日、我惟れ徐戎を征せん。汝の糗糧を備え、敢て及ばざらん。

とある如くである。しかもこの義務は、一方では氏族成員のみがもつ特權でもあり、平民の與り得ぬことであった。同じく費誓に

魯人よ、（中略）甲戌の日、我惟れ築かん。敢て供せざるなかれ。汝には則ち無餘の刑・非・殺あらん。

とあるのが、それである。また左傳昭公四年條に

其の氷を藏するや、深山窮谷、固陰冱寒、是に於てか之を取る。其の之を出すや、朝の祿位、賓食喪祭、是に於てか之を用う。（中略）其の出入時あり、食肉之祿、氷皆與る。（中略）命夫命婦自り、老疾に至るまで、氷を受けざるなし。山人之を取り、縣人之を傳え、輿人之を納れ、隷人之を藏む。

とみえている。食肉の祿を食みうるのが士大夫層のみであったことはいうまでもない。これに對して、山人、縣人、輿人、隷人は、いずれも祿を食せざる平民であった。左傳襄公三〇年條の「輿人の杞に城く者」の會箋に「皆役夫なり」といい、僖公二八年條の「輿人」の會箋に「役卒なり、戰役に與らず」とあるのがそれである。ところが、このような狀態は、春秋時代の中期ごろから、徐々に變化をしているように思われる。

前述の如く、晉が州兵をおいたのは前六四五年であった。これより前獻公の一七年（前六六〇）に上下二軍が作られていたから、それに州兵を加えたのだと一般に考えられている。[29] 左傳僖公一五年條によると、秦との戰いに破れ、捕虜となった惠公は、和がなって歸國を許されると、敗戰の故をもって臣下を責めず、かえって爰田[30]を作って臣下に恩を施したの

で、臣下は感激して、「征繕して以って孺子（惠公の子懐公）を輔けん。群臣輯睦し、甲兵益々多からば、我に好き者は勸められ、我に惡き者は懼れん」といって「州兵を作」った、ということがみえている。宮崎市定氏はこれを平民の兵役加入による、軍備の擴張であり、この時行なわれた豫備軍の擴大を、さらに常備軍に組織したのが文公の四年（前六三三）に行なわれた「三軍を作る」ことであったと解している。[25] なお晉ではこの中軍、上軍、下軍からなる三軍には、それぞれに將・佐がいて一軍を統率したが、この六人が卿で、政治の中核をなした。中軍の將はその筆頭で、元帥ともいわれ、執政として國政を左右した。

文公が所謂踐土の盟を執行し、覇者となったのは翌年のことであるから、三軍の編成がその背景としてあったことは、想像せられるところである。同じ年晉は狄を討つために「三行」を作った。三行とは中・右・左の三行で、會箋の解釋によると車戰ではなく、歩兵の軍隊であったというが、間もなく前六二八年には三行をやめて、上下の二新軍を作り、三軍とあわせて五軍とした。趙衰が新上軍の將として、卿となったのはこの折のことである。翌年文公が死に、その子の襄公があとを嗣ぐと、晉は殽の戰いに秦軍を破り（前六二七）、さらに衞を伐って、咸の田を奪った（前六二六）。ついで襄公の三年から五年にかけて、秦晉の間に戰爭がくりかえされたが、前六二二年、趙衰・欒枝ら四卿が死ぬと、二軍を廢して再び三軍にかえした。

さて約二〇年の間に、數度にわたって行なわれた軍制改革の內容が、具體的にどのようなものであったかは、なお檢討を要するように思われる。前述の僖公一五年條の臣下の言にみえるように、「作二州兵一」が、甲兵を益々多くし、もって軍事力を增強するためのものであったことは、確實であろうが、それが宮崎說のように、「平民の中の頑強な者を選拔して、平時から軍務に服せしめて、敎練を行なったもの」とすることには、疑問がある。いうまでもなく從來の戰士は「士」以上の者に限られたから、平民を軍事に從わせるということは、當然族組織の變革を伴なわなければならなかった。しかもその族組織の變革は、かの溫・原にもみられたように大きな抵抗を豫想させるものであったと考えられる。

僖公一五年條の「作二州兵一」に注して杜預は、周禮大司徒にみえる五家は比、五比は閭、五閭は族、五族は黨、五黨は州、五州は卿によって理解しようとし、州は二五〇〇家であって、「州長をして各々甲兵を繕めさせる」ことだと解釋している。これは晉語四の韋昭の注に「なお成公の邱甲を作るがごとし。二千五百家を州と爲し、州長をして各々其の屬を帥い、甲兵を繕めしむるなり」とあるのにもとづくものである。これに對して洪亮吉は、單に甲兵（兵器）を修繕させるだけではなく、增兵を行なったのだと解し、顧棟高・春秋大事表もこの洪説をとっている。これに對して沈欽韓・春秋左氏傳補注は、周の制度では兵器を掌るのが卿師だけであったのを改め、州においても掌るようにしたのだと解し、會箋も「甲兵、公府に藏す。今益々之を多くせんと欲す。故に毎州をして之を作ら使むるなり」とした。宮崎説は洪説を襲うものであるが、この條の兵は杜注の如く、兵器と解するのがよいように思う。すなわち州＝聚に兵器を作らせたという意味である。[24] 從って從來の族組織を破碎することなく、集落單位に兵器（賦）を作らせ、それを徵發したのが「作二州兵一」であったのであろう。「作二三軍一」以下の軍制の改革も、從來同樣の氏族員＝士による軍組織の強化編成であったわけで、平民の加入による兵力の增強ではなかったと思われる。むしろ「三軍を作る」ことによって、軍事力を背景とする三軍の將佐、すなわち六卿が晉の政治の中核を握ったことは、それら世族の權力擴大を意味したと解される。前六二三年に中軍の將先且居、その佐趙衰、下軍の將欒枝、その佐胥臣が相いついで死ぬと、將佐がいないという理由で、翌年五軍を廢して再び三軍に復したということは、三軍さらには六軍の設置が必ずしも兵力の增強を伴うものではなかったことを示すと考えられる。

このことは三軍の將佐をめぐる世族相互の爭いを激しいものにした。前六二一年に五軍を三軍に復した時、襄公ははじめ士穀を中軍の將に、梁益耳をその佐に、箕鄭父と先都とを上軍の將佐に任命しようとした。ところが先克の反對にあって、狐射姑が中軍の將に、趙盾が佐に任ぜられた。これを知った趙盾の父趙衰の屬大夫楊處父は、畫策して中軍の將佐を逆にし、趙盾を將に、狐射姑を佐にかえさせた。おさまらないのが狐射姑や士穀・梁益耳であった。たまたまこの年襄公

が死ぬと、趙盾と狐射姑とが後嗣をめぐって對立した。趙盾は襄公の弟で秦に人質となっていた公子雍を推し、狐射姑は同じく陳へ行っていた公子樂を推して爭った。趙盾が士會と先蔑とをつかわして、公子雍を迎えさせると、狐射姑も使をだして公子樂を迎えさせた。趙盾は人をつかわし、郫という處で公子樂を待ち伏せして殺させた。狐射姑も一族の續鞫居に陽處父を殺させると、趙盾は續鞫居を殺してその敵を取ったから、狐射姑は狄に出奔した。一方襄公の夫人穆嬴は幼い皇太子の夷皐を擁立するよう趙盾に迫ったため、急轉して夷皐が卽位した。靈公である。

先克のために中軍の將佐になれなかった士穀と梁益耳とは、箕鄭父、先都さらに先克のために封邑を奪われた蒯得らをかたらって、前六一九年に亂を起し、先克を殺したが、やがてこの五人も滅ぼされた。こうして有力世族がつぎつぎと失脚すると、趙盾の勢力は一きわ強大となり、靈公の行ないがよくないというので、公を殺し、襄公の弟黑臀を迎えて卽位させた（前六〇六）。成公である。つぎの景公の二年（前五九八）、晉楚の戰いに大敗を喫すると、中軍の佐先穀はその責任を問われて、一族悉く滅ぼされた（前五九六）。ついで景公の一二年（前五八八）春、郯の戰いに鄭を伐ち、周にまねて六軍を編成した。

さて、趙盾の弟には同、括、嬰の三人があり、盾の子が朔であった。ところが趙嬰が趙朔の妻の趙莊姬と密通したというので、嬰の兄の趙同・趙括が嬰を齊に迫放した。これに對して、趙莊姬は欒書と郤克とを證人として、この事件は趙同・趙括の二人が亂を企てているのだといって、景公に訴え出た。この結果、趙氏一族は滅ぼされ（前五八三）、趙莊姬の子趙武が、嬰兒で公宮內に在ったために、わずかに難をまぬがれた。もっとも趙氏が族滅せられた後も、趙衰の兄趙夙の曾孫に當る趙旃は、いぜんとして卿の地位を保っていた。[35] 世族內部の族的結合が弛緩していたことが窺われる。

趙同、趙括が趙嬰を齊に迫放しようとした時、趙嬰は自分がいるからこそ、欒氏が靜かにしているのだ。自分がいなくなったら、欒氏は必ず趙氏にたてつくだろうといった、という話が左傳成公五年條にしるされている。趙氏と欒氏との勢力爭いを傳える言葉である。これより前景公の一五年（前五八五）にもちあがった遷都の議も、世族の爭いの結果であ

り、またそれを助長した。趙同らが郇瑕の地、今の解縣西北がよいと主張したのに對して、韓厥らは新田すなわち平陽府絳邑縣の地がよいと主張した。趙同らの言い分は、郇瑕の地は沃饒で鹽池に近いというのであり、韓厥らの反對理由は郇瑕の地は土地が低く、地下水位が高いから、卑濕であり、病人が出やすい。新田はその反對で、病人が出ない旱燥の地である。その上山林鹽池というものは、たしかに國の寶ではあるが、餘りに國が豐であると、民が驕逸に流れて生業に勵まないから、公室はかえって貧しくなるということであった。結局國都は新田に遷され、趙氏は勢力を失ったのである。強大を誇った郤氏が族滅せられたのは、この直後のことである。「郤氏其れ亡びん」(成公一三年條)、「苦成叔(郤犨)傲る。寗子曰く。苦成が家其れ亡びん」(成公一四年條)、「晉の三郤、伯宗を害とし、譖して之を殺し、欒弗忌に及ぶ。伯州犂楚に奔る。韓獻子曰く、郤子其れ免れざらんや。善人は天地の紀なり」(成公一五年條)と述べられ、さらに前五七四年(成公一七年)に晉の厲公が卿大夫の勢力を抑えようとすると、大夫の胥童が皆に怨を買っている郤氏をまず滅ぼしたらよいというので、謀をめぐらして郤錡、郤犨、郤至の三郤を滅ぼしたのである。つづいて欒書、荀偃の二人を殺そうとしたが、翌年逆に二人のために胥童が殺され、ついで厲公も殺されて、悼公が卽位した。

左傳昭公三年(前五三九)條には「欒、郤、胥、原、狐、續、慶、伯降りて皁隷となる」といって、晉の世族がつぎつぎと滅んだことが歎かれているのは、上述のはげしい勢力爭いの結果にほかならなかった。しかもそのような爭いは、それぞれの封邑內における收奪の強化をまねき、それに對する抵抗を激化させていたと考えられる。その意味では封邑の抵抗を抑壓し、その族居を破碎することに成功した世族が、中央政界における勢力をながく維持することができたのである。反面封邑の分散による族結合の弛緩が、世族の內部においても、族意識をうすれさせ、同一の行動をむつかしくしていた。趙氏內の爭いや、趙氏の族滅いごも、趙旃が生きのびることができたのは、そのあらわれであると考えられる。一方、當時の史料には「某氏の黨」「某氏の屬」などとよばれる族をこえた結合の關係がしばしばみうけられる。族的結合にかわる新しい紐帶がうまれていたことのあらわれであろうと思われる。

他方、前述のように、列國相互の爭いのために、兵器などの賦稅收奪を含む軍事力の強化が、不可缺となっていた。前五七三年欒書、中行偃のために殺された厲公に代って、悼公が卽位すると、徭役を免じ、賦斂を輕くし、罪人を免ずるなど、一連の德政を行なう一方、軍制の改革が行なわれた。左傳成公一八年條によると、その改革には戎御、戎右をはじめ、主馬や車右の官を定めたほか、上軍尉、上軍司馬を定め、「卒乘を訓え、親みてもって命を聽かしめ」、「擧、職を失なわず。官、方を易えず。爵、德を踰えず。師、正を陵がず。旅、師に偪らず」であったため、「民は謗言することがなかった」という。卒乘とは、襄公一三年（前五六〇）條に、悼公が綿上に軍を蒐め、四軍の將佐を任命したが、新軍帥の人材難のために、その任命を中止し、新軍をやめて、新軍の「什吏をして、其の卒乘、官屬を率いて、もって下軍に從わしめた」ため、「晉國の民、是をもって大いに和した」という卒乘である。卒とは疏證にいうように「車に從う」從卒であり、會箋にいうごとく「車下の步卒」で、從來「有るを聞かざる」ものであった。もっともかつて狄との戰いに際して「三行を作」ったのは（僖公二八年）、狄との戰いには、車戰よりも步兵による戰いの方が有利であったためといわれており、前五四一年（昭公元）に羣狄と戰った時にも、「彼は徒、我は車、遇う所又阨なり。什をもって車に共せば、必ず克たん。請う皆卒にせん」という魏舒の主張にしたがって、「車を毀してもって行と爲し、五乘を三伍」に編成して大いに勝利を得たという。襄公一三年傳にいう「什吏」の什もまた、「步卒の稱」（昭公元年會箋）である。[27] 楚において「鄧廖、組甲三百、被練三千を帥いて、もって吳を侵す」（襄公三）というように、被練すなわち帛をもって甲を綴った步卒が用いられていたように、晉においても「步兵」からなる「常備軍」が編成されるようになったのである。前六二二年に五軍を減じて三軍に復した時には、將佐の數をへらしただけであったのが、この前五六〇年には、部隊の歸屬を問題にしなければならなかったということは、この時の四軍が常備兵による編成であったことの證左であろう。その上常備軍の編成には「爵、德を踰えざる」ようにされた。晉公が民に與える爵賞が、德すなわち物的恩惠と相應ずるように配慮されたのである。爵とはいうまでもなく、周王が諸侯に與えたかの五等爵の爵にほかならない。[28] その爵がこの頃晉國の中で、晉

公から士民に對して與えられるようになったのであろうと思われる。もっとも當時の晉國の爵が、具體的にどのような名稱であったかは明らかでない。ただ襄公一一年條には「秦の庶長鮑、庶長武」の名がみえている。杜注にもいうようにこの「庶長」とは秦爵であり、のちに商鞅が定めたという秦爵の第一〇等左庶長に相當するものであったと考えられる。晉においてもこの秦爵に類する晉爵が、この頃から賜與されていたのであろう。しかもこの秦爵の最下位「公士」は、「步卒」に與えられたといわれている（同條會箋）。士ではない民出身の步卒が「士」とみなされたのである。民を士とみなすことによって、民に兵役を課したのが「公士」の意義にほかならなかったと解される。

しかしながら民に兵役を課するということは、邑內の族的秩序を認め、總體的に支配するということではなかった。邑の秩序にくさびをうちこみ、從來の秩序の存續を不可能ならしめるものにほかならなかった。從って民に對する兵役徵發が可能であったということは、勢力を維持しえた世族が、その封邑の支配を強化しえたのと、まさに同樣な條件にあったと考えられる。その場合邑の抵抗を抑え、支配の強化をかちとるための、民に對する保證が爵であったと思われる。このような支配が可能であった邑は、すでにかつての邑ではあり得なかった。それは封邑の細分化、分邑（別縣）による直接的支配が行なわれる邑、いわゆる縣にほかならなかったのである。增淵氏も指摘しているように、縣とは本來「縣鄙」の意味であり、かつては鄙の小邑を意味した。小邑、鄙邑であるという點では變らない縣が、紀元前六世紀の半ばごろになると、族的秩序がくずれ、兵役の徵集など直接的な支配が行なわれる「新しい縣」として、その性格を新たにして來たのである。それは列國相互の戰いに對處して、軍事力の增強をはかり、君主權の強化をかちとろうとする春秋支配者階級の要請に應えるものにほかならなかった。前五二〇年（昭公二二）「晉の籍談、荀躒、九州の戎と焦・瑕・溫・原の師とを帥いて、もって王を王城に納る」翌々年「陰不佞、溫人を以て南侵す」など邑（＝縣）名を冠してよばれる軍が現われるのは、上述のように縣が新しく脫皮したことのあらわれであった。もちろん春秋諸列國の全領域において、すべての邑が「新しい縣」として生まれ變ったわけではなく、また「新しい縣」では舊來の族結合が完全に破碎されたというわけでも

なかった。所謂「郷曲に武斷した」豪族が、秦漢社會に活躍したことについては、しばしば論ぜられている。「新しい縣」と豪族あるいは秦漢時代の一般郡縣民とが、どのように結び合うのかという問題については、後稿にまちたいと思う。

註

① 禹貢半月刊第七巻第六、七合期、一九二七、(『中國上古史論文選輯』第二冊所收　國風出版刊、一九六六)。

② 一橋論叢二一八ノ四、一九五七。

③ 一橋大學研究年報經濟學研究Ⅱ　一九五八、(『中國古代の社會と國家』所收、弘文堂刊、一九五九)

④ 『中國古代帝國の形成と構造』序章、東大出版刊、一九六一。

⑤ 顧棟高『春秋大事表』12上春秋卿大夫世系も先茅を人名としている。沈欽韓『春秋左氏傳地名補注』は「方輿紀要茅城在解州平陸縣東南茅津上」として、茅城が先茅の縣に當るとする。『紀要』はさらにつづけて「春秋時晉邑也、亦曰茅亭」としているが、先茅の縣とは考えていない。『大清一統志』も同様である。「郡國志」河東郡大陽縣條には「有茅津」とあるが、王先謙補注にも注記はない。

⑥ 岩波書店刊　一九四〇。

⑦ 弘文堂書店刊　一九三五。

⑧ 呂邑については「郡國志」河東郡永安縣に「故蠡なり」といい、注引の『博物記』に「有呂鄉、呂甥邑也」とある。『方輿紀要』41霍州の條に呂城があり、「州西三里、故呂鄉、晉呂甥邑也、今有呂陂、在州西南十里、亦以呂甥名」とある。瑕については、顧炎武は『日知錄』卷31瑕において、左傳にみえる瑕には二つあり、一つは成公六年條にみえる、遷都が議せられた時諸大夫が議した「郇瑕の地」で、『水經注』涑水條に「涑水又西南のかた瑕城を逕ぐ」とあり、京相璠が「今河東解縣西南五里、有故瑕城」とするもので、臨晉縣境に在る。もう一つは僖公三〇年傳に鄭の燭之武が秦君にいった言葉に「君嘗爲二晉君賜一矣。許二君焦瑕一。朝濟而夕設版焉」とあるもので、これは河外五城中の二邑である。また文公一三年條に「春、晉侯使詹嘉處瑕、以守桃林之塞」とある瑕は湖で、古くは瑕と胡（湖）が通用したもので、これは閿鄉縣治に當る。酈道元『水經注』は郇瑕の地の瑕と詹嘉の封邑であり、また瑕甥の邑であった瑕とを混同している。顧炎武の意見はほぼ以上のようである。『方輿紀要』41平陽府臨晉縣條には、前述京相璠の意見をひき、『一統志』101蒲州府、臨晉縣條も同様であるが、ともにこの瑕城が瑕甥の邑とはいっていない。沈欽韓『左傳地名補注』は「呂甥誅後地空、使詹嘉處之」といって、瑕甥の邑であった瑕に詹嘉が封ぜられたとしているが、その所在についてはふれていない。なお閿鄉縣はいうまでもなく黄河の南城にある。陰邑については僖公一〇年條の會箋に「霍州東南十五里有陰地村」とあるが、『方輿紀要』『一統志』はこの說をとっていない。

⑨ 增淵前掲書四四一頁。

⑩ 鄭の大夫に原繁という大夫がいたことが、左傳隱公五、桓公

五、莊公一四年條にみえている。あるいは周王が南陽の地を鄭に與えた後、鄭伯によって原邑に封ぜられた大夫ではなかろうかと考えられる。

⑪ 溫『大淸一統志』160河南懷慶府古蹟條によると、「在今溫縣西南三十里、亦曰蘇城」、『水經注』7濟水條「(濟水) 又東至溫縣西北爲濟水、又東過其縣北、濟水於溫城西北故瀆分、南逕溫縣故城西、周畿內國、司寇蘇忿生之邑也。……濟水南歷虢公臺西、皇覽曰溫城南有虢公臺。基趾尙存。……濟水故瀆于溫城西北、東南出逕溫城北、又東逕虢公冢北、皇覽曰虢公冢在溫縣郭東」、高志奇『春秋地名考略』「古溫城在縣西南三十里」、『溫縣志』「古溫城、在溫縣西南三十里、有古城。漢溫縣。卽蘇忿生封邑亦曰蘇城」、『水經注疏』に於て楊守敬は「虢公臺在溫城南、虢公冢在溫縣郭東。截然兩地。故濟水南流先逕溫城西、後逕虢公臺西。濟水故瀆東流先逕溫城北、後逕虢公冢北、而方輿紀要謂虢公臺亦曰虢公冢、混臺冢爲一誤。一統志謂臺在今溫縣西南十五里、亦誤。故溫城在縣西南三十里。臺在城南則相去尤遠矣」、陸地測量部昭13年製版五萬分の一崇義鎭圖には、溫縣の西南三〇里附近に土城址らしいものが見出される。或いは古溫城址か。

原『一統志』「在濟源縣西北、周初原國」、『水經注』7濟水條に「(濟) 水有二源、東源出原城西北。昔晉文公伐原、以信而原降。卽此城也。俗以濟水重源所發、因復謂之濟源城。其水南逕其城東、故縣之原鄉、杜預曰沁水縣西北有原城者是也。南流與西源合、西源出原城西」「溴水出原城西北原山勳掌谷、俗謂之爲白澗水」、高士奇『春秋地名考略』「水經注、濟有二源、東源出原城、今孟州西北有古原城、後改爲軹、晉政所居、後漢志、軹縣有原鄉。通典、原邑在濟原縣西、今濟原縣西北十五里有原鄉」、『濟源縣志』「在縣西北四里、今呼爲原村、……周武王封弟原叔、晉文公伐原、示信卽此、今濟廟西龍潭東北有遺址存焉」

絺 『一統志』「在河內縣西南」、『紀要』「付逸城在府西南三十二里。本名絺城」『水經注』濟水條「濟水又東逕原城南東、合北水、濟水又東南逕絺城北。」、楊守敬注疏「郡國志河內郡波縣有絺城、劉昭補註曰、左傳曰王與鄭絺、杜預曰在野王縣西南、胡謂曰今河內縣西南有絺城、……河南通志一名付逸城」

樊 『一統志』「陽城在灣源縣西南、周畿內樊邑」、『水經注』濟水條「溴水……南逕原城西、……又東南逕陽城東、與南源合、水出陽城南溪、陽亦樊也。一曰陽樊。」、高士奇『春秋地名考略』「今濟源縣東南三十六里有古陽城、一名皮子城」、『修武縣志』「春秋樊城在縣西南三十里」

攢 攢茅を一邑とする說と、攢と茅の二邑とする說とがある。『一統志』は「攢城、在修武縣西北二十里」、『水經注』9淸水條「吳陂……陂水之北際澤側有隤城、……又有一邱際陂、世謂之勑邱、方五百步、形狀相類、疑卽古攢茅也。杜預曰二邑在修武縣北所、未詳也」、注疏は「考釋例、周地內修武縣西北有攢城、續漢志修武注引杜預同、則又與酈說合、蓋酈偶失檢釋例耳。括地志攢茅在獲嘉縣東北二十五里、獲嘉古修武也。東北當作西北、乃合唐獲嘉縣。卽今縣治」、『考略』「今懷慶府修武縣西北二十里有大陸村、卽其地」。一方沈欽韓『春秋左氏傳地名補注』は攢と茅は二邑で、茅は正義所引の括地志を引き「修武

有茅亭、在懷州獲嘉縣東北二十里」とする。『武陟縣志』「在縣西南三十里」

州　『一統志』「州縣故城一在河內縣東南、本周畿內州邑。」、『水經注』9沁水條「沁水……又東過周縣北、縣故州也」『注疏』「在今河內縣東南四十里」、『考略』「其地在懷慶府東南五十里」、『河內縣志』「今之武德鎭、……卽古州城無疑」、

懷　『一統志』「在武陟縣西南、……括地志懷縣故城在懷州武陟縣西十一里」、『水經注』9沁水條「沁水……又東過懷縣之北、……春秋時赤狄伐晉圍懷是也。王莽以爲河內、故河內郡治也」、『考略』「杜注、今懷縣……今武陟縣西南十一里有懷城」、『左傳地名補注』「懷縣故城在武陟縣西十里」、『武陟縣志』「在縣西十一里張村」

隤　『一統志』「在獲嘉縣西北、左傳隱公十一年桓王與鄭蘇忿生之田攢茅隤、注攢茅隤皆在修武縣北、水經注吳陂水之北陂澤側有隤城、今世俗謂之皮垣、際陂北隔水之十五里、俗所謂鬫邱也、西十里又有一邱際山、世謂之勅邱、形狀相類、疑卽古攢茅、杜預謂三邑皆在縣北、非也。括地志茅亭在獲嘉縣東北二十五里、卽古攢茅。」、『修武縣志』「在縣北二十三里」、『考略』「杜注、在修武縣北、後漢志有隤城、今同」

隰郕　『一統志』「在武陟縣西南十五里、」、『河內縣志』「讀史方輿紀要云、在府城西三十里故隰城也。左傳亦作隰郕」、『武陟縣志』「隰城、在縣西南十五里城子村」、『考略』「杜注、在懷縣西南、今懷慶府城西三十里有期城、卽其地、一名覆背村」

向　『一統志』「在濟源縣南、……左傳隱公十一年……注軹縣西有地名向上、……水經注天獎水出軹南睾向城北、俗謂之韓王城、閼駰十三州志、軹縣南山西曲有故向城、卽周向國也、括地志韓王故城在河陽縣西北四十里」、『考略』「今懷慶府濟源縣西南有向城、卽周向國」、『左傳地名補注』「向城在濟源縣南、寰宇記、向城在孟州河陽縣西北二十五里」

盟　『考略』「杜注、今盟津。臣謹按武王會諸侯于盟津、卽此也」とするが、『一統志』『紀要』はともに、盟津が、この盟に當るとはしていない。『孟縣志』は「向盟舊志云、周初以十二邑封蘇忿生、此曰向曰盟、按左傳、王取鄔劉蔿邘之田于鄭、而與鄭人蘇忿生之田、溫原絺樊隰郕攢茅向盟州陘隤懷、杜注向軹城西有地名向上盟、今盟津、春秋地名考云、盟地後歸晉、謂之河陽、竹書紀年云、鄭侯使韓辰歸晉陽向、二月城陽向、更名陽爲河雍、向爲高平、太平寰宇記云、河陽縣秦爲河雍、濟源縣志云、向國今在縣西南五十里、南山西曲地名在家山云、按濟源縣志所言、於水經注地望爲合、則向城故址入濟源、在今縣界外、或其地尙有闌入今界者耳。若盟則今地是也」、『左傳地名補注』「孟津在孟縣南十八里、寰宇記、盟津爲蘇忿生邑」

⑫　增淵前揭書四四八頁　註⑧、⑨

⑬　杜注は「溫別邑、今河內懷縣西南有鄇人亭」といい、『一統志』160河南懷慶府古蹟の條には「在武陟縣西南十五里」、『武陟縣志』「鄇人城有鄇人亭、在縣西南十五里、舊志云、左傳郤至與周爭鄇田、卽此」

⑭　左傳同條の會箋に「閻未詳所在、第據甘在河南城西、則閻亦當畿內地、有閻之土、又見定四年」とあり、定公四年條の會箋には「甘在河南府洛陽縣、則有閻之土、亦當近其地」とある。

⑮　襄公二六年傳には「雍子奔晉、晉人與之鄐」とあり、その會

箋に「蓋亦近邢之地」とあるが、『說文』六篇下には「鄐、晉邢侯邑」とある。但し段注はこの邢侯とあるのは「許愼の筆誤れるなり」としている。

⑯『水經注』河水四に「(濕)水出垣縣王屋西山濕溪、……西屈逕關城南、歷軹關南、逕苗亭西、亭故周之苗亭也、又東流注于河」とあり、『方輿紀要』49には「在(濟源)縣西、……在軹關西」とある。

⑰ 松本光雄「中國古代社會に於ける分邑と宗と賦について」山梨大學學藝學部研究報告四 一九五三、註⑩

⑱ この頃境界を正したことを記錄するものとして、たとえば左傳文公元年「秋、晉侯疆二戚田一、襄公一九年「諸侯還レ自二沂上一、盟レ于督揚一、……遂次レ于泗上一疆二我田一、取二邾田一自二漷水一、歸二之于我一。」、襄公二六年「六月公……以討レ衛。疆二戚田一、取二衛西鄙懿氏六十一、以與二孫氏一、昭公元年「叔弓帥レ師疆二鄆田一、因二莒亂一也」

⑲ 拙稿「春秋時代の晉の大夫祁氏・羊舌氏の邑について」中國古代史研究會編論文集發表豫定。

⑳「春秋時代魯國の賦稅制改革に關する一考察」中國古代史研究會編『中國古代の社會と文化』所收東大出版會刊、一九五七。

㉑ 晉に一軍が作られたのは左傳莊公一六年、晉の潛公二八年(前六七八)のことで、左傳には「王使虢公命曲沃伯、以一軍爲晉侯」とある。曲沃伯が潛を滅ぼし、武公となった。

㉒ 佐藤武敏氏は爰田制を「古い部落に屬する土地を奪って公田とし、戰士の賞與にあてたもの」と解している。『アジア歷史事典』晉の項。平凡社刊、一九六〇。

㉓ 宮崎市定「古代中國賦稅制度」88—89頁『アジア史研究』第一所收、東洋史研究叢刊之四之一 一九五七

㉔ 佐藤武敏氏は魯において行なわれた「作丘甲」を、古い聚落團體である丘に甲を賦課したものと解している。前揭論文參照。

㉕ 趙氏の世系

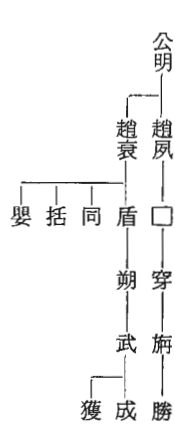

㉖ 賦斂については、宮崎前揭論文註㉙參照。

㉗「步卒」については西嶋定生『中國古代帝國の形成と構造』第一章第二節七〇頁參照。

㉘ 宮崎前揭論文參照。

㉙ 故守屋美都雄氏は「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」東方學報二七、一九五七において、「商君書」境內篇にみえる爵稱は軍職とは緊密な關係にあったが、それ自體が軍職であったのではなく、公士は操徒、校士に、上造、簪裊、不更は卒に、大夫より公乘にいたる爵は屯長、將、五百主、二五百主に、五大夫以上は大將に對應するものとしている。尙爵稱の由來については、西嶋前揭書、第一章第二節「二十等爵の爵等と諸侯について」參照。

㉚ 士の觀念の分化については、河地重造「先秦時代の『士』の諸問題」史林一九五九年第五號。

㉛ 左傳昭公二〇年「縣鄙之人、入從二其政一」、同一九年「晉大夫而專制二其位一、是晉之縣鄙也。何國之爲」

㉜ 晏子春秋卷七外篇第二四「景公謂晏子曰、昔吾先君桓公、豫管仲狐與穀、其縣十七、著之于帛、申之以策、通之諸侯、以爲其子孫賞邑。」 增淵氏はこの「其縣十七」という用例が、左傳襄公二八年條の「與晏子邶殿其鄙六十」と同じであり、「其の鄙」とは「邶殿の大邑を中心としての、その周邊にある群小の屬邑の總稱である」としている。増淵前掲書第三篇第二章八節「縣と鄙」參照。

㉝ たとえば楚においては左傳僖公二五年條に「楚鬬克、屈禦寇、以申・息之師、戍高密」、成公六年條に「晉欒書救鄭、……遂侵蔡、楚公子申、公子成以申息之師救蔡」。

補注A 冀の所在について、『續漢書』郡國志19河東郡皮氏縣の條には「有冀亭」とみえ、『水經注』6汾水の條には「汾水又西逕清原城北、……又逕冀亭南、昔臼季使過冀野、見郤缺耨、其妻饁之、相敬如賓、言之文公、文公命之爲卿、復與之冀、京相璠曰、今河東皮氏縣有冀亭、古之冀國所都也。杜預釋地曰、平陽皮氏縣東北有冀亭、卽此亭也」とあって、續漢書郡國志にいう冀亭が、春秋時代の冀國の後身であるということについては、異論はないように思われる。その位置について、顧棟高『春秋大事表』7の3は「平陽皮氏縣東北有冀亭、今絳州河津縣東」とし、沈欽韓『春秋左氏傳地名補注』3は「元呂思誠圖經、冀亭遺址在蒲州河津縣北十五里」とする。『讀史方輿紀要』41は「今縣東十五里有如賓鄉、卽其地也」とし、『大清一統志』118絳州古蹟の條には「冀亭在河津縣北十五里」とある。楊守敬『水經注疏』は「按冀亭在華水又稷山東、不得在河津北、續漢志皮氏有冀亭、杜預曰在縣東北、諸家俱以稷山爲漢閒喜地、故皮氏專屬河津。續漢志閒喜有董池陂、稷山亭。涑水、洮水皆不分汾北。則今稷山當爲皮氏東境。冀亭卽在界中。」として、異見をのべている。嘉慶、『河津縣志』には「冀亭在縣北十五里」とし、また「如賓鄉卽冀缺耨處」とあるが、『一統志』所引の河津縣志には「縣志今俗謂之上亭下亭或謂之興亭又有如賓鄉」とある。陸地測量部10萬分の一河津縣の地圖には、河津縣と黃河沿岸の禹門口とのほぼ中程で、河岸段丘上と思われる、縣の西北約七粁の地點に「冀缺耕田處」と記るされている。

（付記　本稿は昭和四十二年文部省科學研究費個人研究による研究の一部である。）